

大阪市立美術館大規模改修工事  
入札説明書

地方独立行政法人大阪市博物館機構

## 目次

1. 目的	1
2. 工事の概要	1
(1) 工事名	1
(2) 発注者	1
(3) 設計者	1
(4) 対象工事	1
(5) 計画概要・工事概要	1
(6) 履行期間	2
(7) 入札予定価格	2
(8) 最低制限・調査基準価格適用の有無	2
(9) WTO	2
(10) 落札方式	2
3. 事務局	2
4. 参加資格	2
(1) 参加者の構成等	2
(2) 参加資格	3
5. 日程	5
入札公告から契約までの日程	5
6. 入札説明書等及び設計図書の配布	6
(1) 配布方法	6
(2) 設計図書の申込期間	6
(3) 設計図書の提供期間	6
(4) 設計図書の提供方法	6
7. 現地確認	6
(1) 申込期間	6
(2) 申込方法	6
(3) 現地確認日時の連絡	6
(4) 現地確認の留意事項	6
8. 入札参加資格申請書の作成及び提出方法	7
(1) 提出方法等	7
(2) 提出期限	7
(3) 提出書類	7
(4) 提出書類作成の留意事項	7

(5) 入札参加資格審査結果の通知 .....	8
9. 入札参加資格を認めなかった旨の通知を受けた者に対する理由の説明 .....	8
(1) 提出期限 .....	8
(2) 提出方法 .....	8
(3) 回答方法 .....	8
10. 設計図書等に関する質問の受付及び回答 .....	9
(1) 提出方法等 .....	9
(2) 設計図書等に関する質問 .....	9
11. 入札書・施工計画提案書等の作成及び提出方法 .....	9
(1) 提出方法等 .....	9
(2) 提出期限 .....	9
(3) 提出書類 .....	9
(4) 提出書類作成の留意事項 .....	10
12. 開札及び評価の実施 .....	11
(1) 開札の日時及び場所 .....	11
(2) 評価の実施 .....	11
(3) 結果の通知及び公表 .....	11
13. 参加者の失格 .....	11
14. 施工計画提案書不履行に関する措置 .....	11
15. 入札の無効 .....	12
16. 低入札価格調査 .....	13
17. 入札の中止 .....	14
18. 入札保証金及び契約保証金 .....	14
19. 前払金 .....	14
20. 留意事項 .....	14

## 1. 目的

本入札説明書は、地方独立行政法人大阪市博物館機構（以下「本機構」という。）が、「大阪市立美術館大規模改修工事」の施工者を選定するための入札等に関して、必要な事項を定める。

## 2. 工事の概要

### (1) 工事名

大阪市立美術館大規模改修工事（以下「本工事」という。）

### (2) 発注者

地方独立行政法人大阪市博物館機構

### (3) 設計者

株式会社日建設計

### (4) 対象工事

本工事の対象は、次表の「●」が記されている工事です。

工事内容	本館 改修・増築 工事	本館 耐震改修工事	地下展覧会室 既設設備改修 工事	本館・地下展覧会改修工事伴 う敷地内埋設配管等の改修・ 整備工事
対象工事	●	●	※1	●

※1 令和5年度に発注予定の地下展覧会室既設設備改修工事を、本工事受注者と随意契約を予定しています。

### (5) 計画概要・工事概要

工事場所	大阪市天王寺区茶臼山1-82		
用途	美術館		
地域・地区	第二種住居地域、準防火地域、茶臼山風致地区、バリアフリー重点整備地区、都市景観形成区域、上町台地景観配慮ゾーン		
既存建物	建築面積	6,117.91 m <sup>2</sup> (本館：4,653.16 m <sup>2</sup> 、地下展覧会室：241.45 m <sup>2</sup> 、 その他(22棟)：1,293.30 m <sup>2</sup> )	
	延床面積	19,917.65 m <sup>2</sup> (本館：13,066.88 m <sup>2</sup> 、地下展覧会室：4,991.15 m <sup>2</sup> 、 その他(22棟)：1,859.62 m <sup>2</sup> )	
	構造	本館：鉄骨鉄筋コンクリート造 地下展覧会室：鉄筋コンクリート造	
	階数	本館：地下1階、地上3階 地下展覧会室：地下3階	
竣工年	本館：1936年、地下展覧会室：1992年		
その他	本館：登録有形文化財		
工事概要	目的	美術館機能向上（一部増築）、耐震改修工事、設備更新工事 本館と地下展覧会室を美術館全館に一体化	
	工事種別	本館（構造補強・設備更新含む）改修工事、エントランス等増築工事	

	建築面積	6,457.80 m <sup>2</sup> (改修増築後)
	延床面積	20,498.98 m <sup>2</sup> (改修増築後)
	工事期間	令和4年10月～令和6年3月末 (18カ月)

**(6) 履行期間**

契約締結日から令和6年3月31日までとする。

**(7) 入札予定価格**

事後公表

**(8) 最低制限・調査基準価格適用の有無**

低入札価格調査を適用

**(9) WTO**

適用

**(10) 落札方式**

価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式

**3. 事務局**

ア 入札・契約担当

所在地 〒540-0008 大阪市中央区大手前4-1-32 大阪歴史博物館内

担当 地方独立行政法人大阪市博物館機構 事務局総務課 (契約担当)

(以下、「事務局総務課」という。)

電話 06-6940-4330

Email [keiyaku@ocm.osaka](mailto:keiyaku@ocm.osaka)

URL <https://ocm.osaka/>

イ 設計担当

所在地 〒540-0008 大阪市中央区大手前3-1-43 ホテルプリムローズ大阪3階

担当 地方独立行政法人大阪市博物館機構 事務局施設管理課

電話 06-6940-4301

※ 受付等については、午前9時から午後5時までとし、土曜日・日曜日・祝日及び月曜日から金曜日の午後0時15分～午後1時を除く。

**4. 参加資格**

**(1) 参加者の構成等**

大阪市立美術館大規模改修工事入札 (以下、「本入札」という。)に参加する者 (以下「参加者」)

という。)は、次に示す者とする。ただし、参加者は「(2)参加資格」に掲げる要件を満たしている必要がある。

① 単体企業

② 構成員数4者以内の特定建設工事共同企業体(以下「JV」という。)

※ 同一企業が「単体企業」、「JVの構成員」として本入札に参加しないこととする。

## (2) 参加資格

次に掲げる条件のすべてに該当し、本機構の入札参加資格審査においてその資格を認められた者は入札に参加することができる。なお、入札参加資格の有無は、基準日を別に定める場合を除き、入札参加資格申請書提出期限日現在による。

ア 令和3・4・5年度大阪市入札参加資格者名簿(020 建築一式工事/02A 建築工事)に登録されていること。なお、JV構成員で電気工事を担当する場合は同名簿(080 電気工事/04 電気工事)に、空調衛生設備工事を担当する場合は同名簿(090 管工事/05 給排水衛生冷暖房工事)に登録されている者も可とする。

イ 建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23第1項の規定による経営事項審査結果の「建築一式」工事総合評定値が1,200点以上であること。なお、JV構成員で電気工事を担当する者は「電気」工事で、空調衛生設備工事を担当する者は「管」工事で、総合評定値が1,200点以上であること。いずれも、入札参加申請書提出時点で有効かつ最新の経営事項審査総合評定値通知書の数値を採用すること。

ウ 建設業法第3条の規定に基づく「建築工事業」の特定建設業許可を有すること。なお、JV構成員で電気工事を担当する者は同法に基づく「電気工事業」の、空調衛生設備工事を担当する者は同法に基づく「管工事業」の特定建設業許可を有すること。

エ 入札参加資格申請書提出期限日の属する月の前々々月末日時点において納期が到来している大阪市税に係る徴収金(法人市民税、市・府民税[普通徴収]、市・府民税[特別徴収]、固定資産税・都市計画税[土地・家屋]、固定資産税[償却資産]、特別土地保有税、軽自動車税、事業所税、市たばこ税、延滞金)を完納していること。

オ 大阪府税に係る徴収金を完納していること。ただし、大阪府内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

カ 消費税及び地方消費税が完納していること。

キ 建設業法第28条第3項若しくは同条第5項の規定による営業停止処分(大阪市において当該案件に応じた建設工事業の営業ができないものに限る。)を受けていないこと。

ク 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の11第1項において準用する同令第167条の4の規定に該当しない者であること。

ケ 入札参加資格申請書提出時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱または地方独立行政法人大阪市博物館機構競争入札参加停止要領に基づく停止措置を受けていないこと。

コ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続き等及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続等開始の申立てがなされていないこと。

サ 入札参加資格申請書提出時において、大阪市契約関係暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。

と。

シ 経営事項審査の審査基準日が1年7か月以上経過していないこと。

ス シの条件を満たす経営事項審査の最新のものにおいて、当該案件に応じた建設工事の種類  
の完成工事の年平均が「0」でないこと。

セ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険、健康保険法（大正11年法律第70  
号）に基づく健康保険及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金保険  
（以下「社会保険等」という。）に事業主として加入していること。ただし、各保険について  
法令で適用が除外されている場合を除く。なお、事業協同組合等にあつては、すべての組合  
員が本要件を満たすものであること。

ソ 次に掲げる専任の者を置くこと。これらの者は、常勤の自社工員（在籍出向者、派遣社員は  
認められない。）であり、参加者となる企業と入札参加資格申請書提出の日以前に3か月以上  
直接的かつ恒常的な雇用関係にあることとする。

ア 現場代理人

1級建築施工管理技士資格を有すること。

イ 監理技術者

① 監理技術者資格者証及び有効な監理技術者講習終了証を有するものであること。

② 1級建築施工管理技士資格を有すること。

※現場代理人と監理技術者の兼務は認めるものとする。

※JVでの参加の場合、現場代理人及び監理技術者は代表構成員の自社工員とする。

タ 本入札に参加しようとする者が、次のいずれかの関係に該当する場合、そのうちの1者しか  
参加できない。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する2者の場合

a. 子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。bにおいて同じ。）  
と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。bにおいて同じ。）の関係  
にある場合

b. 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

② 人的関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、aについては、会社等（会社法施行規  
則第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法第2条  
第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項に  
規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

a. 一方の会社等の役員（株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあつては執行  
役）、持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する  
社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役  
員を現に兼ねている場合

b. 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第  
67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼  
ねている場合

- c. 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- ③ 以下のいずれかに該当する2者の場合
  - a. 組合とその組合員
  - b. 一方の会社等の代表者と、他方の会社等の代表者が夫婦、親子の関係である場合
  - c. 一方の会社等の代表者と、他方の会社等の代表者が血族の兄弟姉妹の関係である場合で、かつ、本店又は受任者を設けている場合の支店（営業所を含む）の所在地が、同一場所である場合
  - d. 一方の会社等の電話、FAX、メールアドレス等の連絡先が、他方の会社等と同一である場合
  - e. 一方の会社等の実行委員会の入札に関わる営業活動を携わる者が、他方の会社等と同一である場合
- ④ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合
- チ JVでの参加の場合は、次に掲げる要件を全て満たすこと。
  - ① 全ての構成員が上記ア～タの要件を満たしていること。
  - ② JVの構成員の制限等は、本機構の特定建設工事共同企業体運用基準による。

## 5. 日程

### 入札公告から契約までの日程

区分	内容	日程
ア	本入札の公告日	令和4年6月6日（月）
イ	設計図書の申込期間	公告日から 令和4年6月17日（金）午後5時まで
	設計図書の提供期間	令和4年6月13日（月）午前9時から 令和4年6月20日（月）午後5時まで
ウ	現地確認の申込期間	公告日から 令和4年6月17日（金）午後5時まで
	現地確認期間	令和4年6月20日（月）から 令和4年6月24日（金）まで
エ	入札参加資格申請書の提出期限	令和4年6月24日（金）午後5時まで
オ	入札参加資格審査の結果通知	令和4年7月1日（金）
カ	入札参加資格審査結果に対する説明請求期限	令和4年7月8日（金）午後5時まで
	入札参加資格審査結果に対する説明回答期限	令和4年7月20日（水）
キ	設計図書等に関する質問の受付期間	入札参加資格審査の結果通知を受けた日から 令和4年7月8日（金）午後5時まで
	設計図書等に関する質問への回答	令和4年7月22日（金）（予定）
ク	入札書・施工計画提案書等の提出期限	令和4年8月22日（月）午後3時まで
ケ	開札予定日（※1）	令和4年8月23日（火）
サ	評価結果通知・公表	令和4年9月中旬（予定）



シ	契約予定時期	令和4年9月下旬（予定）
---	--------	--------------

(※1) 開札時点において、入札結果は公表しない。

(※2) 評価値が最も高い入札者の入札価格が調査基準価格を下回った場合、低入札価格調査を行うので落札者の決定及び契約締結日は上記日程より遅くなることもある。

## 6. 入札説明書等及び設計図書の配布

### (1) 配布方法

- ア 入札説明書等  
本機構ホームページへ掲載
- イ 設計図書  
電子データにより資料提供

### (2) 設計図書の申込期間

公告日から令和4年6月17日（金）午後5時まで

### (3) 設計図書の提供期間

令和4年6月13日（月）午前9時から令和4年6月20日（月）午後5時まで

### (4) 設計図書の提供方法

事前に電子メールにて受領希望日時を申し込み、事務局総務課にてCD-Rで提供する。CD-R受領の際は、守秘義務誓約書【様式1】を提出すること。

※希望日及び希望時間帯を第3希望まで記入し、事務局総務課あてにメールすること。時間帯は1時間単位とする。日時を調整後、メールにて連絡する。

※配付資料は、本入札書等の作成のみに使用することとし、目的外の使用は行わないこと。また、配付されたCD-Rは、情報漏洩のないように適切に廃棄すること。

## 7. 現地確認

### (1) 申込期間

公告日から令和4年6月17日（金）午後5時まで

### (2) 申込方法

現地確認を希望する場合は、現地確認参加申込書【様式2】を事務局総務課あてに電子メールで提出すること。

### (3) 現地確認日時の連絡

日程を調整後、現地確認参加申込書に記載の担当者あてに電子メールにて連絡する。現地確認は、令和4年6月20日（月）から令和4年6月24日（金）の間で実施する。

### (4) 現地確認の留意事項

現地確認予定者は最大5名までとする。

## 8. 入札参加資格申請書の作成及び提出方法

本入札の参加希望者は、次に示す書類を提出すること。なお、JVでの参加の場合、本入札に係る手続きは代表構成員が行うものとする。

### (1) 提出方法等

封筒の表面に「大阪市立美術館大規模改修工事 入札審査書類在中」と朱書きし、提出期限までに事務局総務課あてに提出すること。郵送等、配達までの送達過程の記録が確認できる簡易書留等によるものとし提出期限までに必着とする。持参は不可とする。なお、提出された書類は一切返却しない。

### (2) 提出期限

令和4年6月24日（金）午後5時まで

### (3) 提出書類

ア 入札参加資格申請書【様式3】	1部
イ 特定建設工事共同企業体協定書【様式4】	1部(必要な場合)
ウ 参加資格を確認できる書類	
① 建設業等許可証明書の写し	1部
② 直近の経営事項審査の総合評定値通知書の写し	1部
③ 最新の事業年度の国税並びに大阪市税等の納税証明書の写し	1部
④ 社会保険等に関する誓約書【様式5】	1部
⑤ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書【様式6】	1部
⑥ 配置予定技術者調書【様式7】	1部
⑦ ⑥の記載内容を証する資料	

### (4) 提出書類作成の留意事項

- ア 入札参加資格申請書【様式3】
- ① 代表者印を押印のうえ、提出すること。
  - ② 単体企業の場合または共同企業体の場合のどちらかを提出すること。
- イ 特定建設工事共同企業体協定書【様式4】
- JVとして参加する場合、記名押印、必要事項を記入して提出すること。
- ウ 最新の事業年度の国税並びに大阪市税等の納税証明書の写しに関しては次のとおり。
- ① 発行後3カ月以内のものに限る。
  - ② 参考 納税証明書について  
《国税の納税証明書》
    - ・取得方法については、国税庁ホームページおよび応募者の現在の住所地（納税地）を所轄する税務署で確認すること。

- ・法人の場合「法人税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書」（納税証明書「その3の3」）
- ・個人の場合「申告所得税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書」（納税証明書「その3の2」）

《大阪市税等（大阪市・大阪府または都道府県）税の納税証明書》

- ・取得方法については、納税地の自治体に確認すること。
- ・法人または個人（納税義務者）が納付・納入すべきすべての税目のうち、納期の到来している税目について、未納がないことを証明すること。

#### エ 配置予定技術者調書

- ① 建設業許可の申請・変更等の届出の時に提出している以下の副本の写しを添付すること。
  - ・経營業務の管理責任者証明書（様式第7号）
  - ・専任技術者証明書（様式第8号（1）又は（2））もしくは専任技術者一覧表（様式第1号別紙4）
- ② 当該工事に求められる資格及びその登録番号を記載し、これを証するものの写しを添付すること。
- ③ 申請日現在で常勤の自社社員であり、かつ3ヶ月以上の恒常的な雇用関係を有する者であることを証するものの写しを添付すること。

### （5）入札参加資格審査結果の通知

#### ア 通知日

令和4年7月1日（金）

#### イ 通知方法

電子メールにて通知する。

入札参加資格を認めなかった申請者には、理由を付して通知する。

### 9. 入札参加資格を認めなかった旨の通知を受けた者に対する理由の説明

入札参加資格を認めなかった旨の通知を受けた者は、その理由についての次のとおり説明を求められることができる。

#### （1）提出期限

令和4年7月8日（金）午後5時まで

#### （2）提出方法

書面にて作成し、事務局総務課あてに提出すること。郵送等、配達までの送達過程の記録が確認できる簡易書留等によるものとし提出期限必着とする。

#### （3）回答方法

令和4年7月20日（水）までに書面により回答する。

## 10. 設計図書等に関する質問の受付及び回答

### (1) 提出方法等

- ア 【様式8】に必要事項を記入し、事務局総務課あてに電子メールで送付すること。なお、公正を期するため、電子メールのみの受付とし、電話などによる個別の質問は受けけない。
- イ 回答はとりまとめのうえ、本機構ホームページに掲載する。なお、質問回答書は、本入札説明書及び関係する書類の追加変更又は修正として同等、もしくは置き換えるものとする。

### (2) 設計図書等に関する質問

- ア 質問受付期間  
入札参加資格を認められた者からの質問を受け付ける。  
入札参加資格審査の結果通知を受けた日から令和4年7月8日（金）午後5時まで
- イ 回答日  
令和4年7月22日（金）（予定）
- ウ その他  
電子メールにおける表題は、【大阪市立美術館大規模改修工事入札 設計図書等に関する質疑書】とする。

## 11. 入札書・施工計画提案書等の作成及び提出方法

### (1) 提出方法等

封筒の表面に「大阪市立美術館大規模改修工事 入札書在中」と朱書きし、提出期限までに事務局総務課あてに提出すること。郵送等、配達までの送達過程の記録が確認できる簡易書留等によるものとし提出期限までに必着とする。持参は不可とする。なお、提出された書類は一切返却しない。

### (2) 提出期限

令和4年8月22日（月）午後3時まで

### (3) 提出書類

- ア 入札書
  - ① 入札書【様式9】 1部
  - ② 入札価格見積内訳書（科目別明細） 1部
- イ 施工計画提案書等
  - ① 企業の類似施工実績【様式10】 1部
  - ② 監理技術者の類似施工実績【様式11】 1部
  - ③ 施工計画提案書【様式12】※商号又は名称が記名のもの 1部
  - ④ 施工計画提案書【様式12】※商号又は名称が無記名のもの 1部
  - ⑤ イ①～④の電子データ（CD-R） 3部

※アについては、別の封筒に入れ密封した状態で提出すること。ホームページ掲載資料「入札

用封筒について」「郵送用封筒について」参考。

#### (4) 提出書類作成の留意事項

##### ア 入札書

- ① 入札者は消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載（入力）すること。よって、落札決定にあたっては、入札書に記載（入力）された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とする。
- ② 入札書に必要な事項を正確に記載（入力）し、提出の際には内容をよく確認したうえで入札書提出期限までに提出すること。なお、一旦提出された入札書は書換え、引換え又は撤回することができない。
- ③ 都合により入札書等の提出ができない場合は、令和4年8月22日（月）午後3時までに参加辞退届【様式13】を提出すること。また、6（4）で配布した電子データも併せて返却すること。上記期日以降の辞退は原則として認めない。
- ④ 入札価格見積内訳書（科目別明細）の様式については、設計図書と同時に配布する。

##### イ 施工計画提案書等

###### 【 類似施工実績 】

- ① 評価基準「3. 施工能力等の評価項目・評価基準等」に記載された内容を満たす実績を記入すること。
- ② 各資格証明書、雇用関係が確認できる「健康保険証」「雇用保険被保険者証」等の写しを添付すること。
- ③ 類似施工実績を証明できる「コリンズの登録内容確認書」、「契約書」、「引渡書」、「検査済証」、「施工体制台帳」の写し等客観的な資料を添付すること。
- ④ 契約書の写しを添付する場合は、内容が確認できる書類（設計図書のうち、当該部分が記載されている箇所の写し等）をあわせて提出すること。
- ⑤ 類似施工実績の評価基準の対象となる部分の工事床面積が確認できる図面および求積表、（A3サイズ 1枚程度 対象範囲を朱書き 指定様式無し）をあわせて提出すること。
- ⑥ 実績を評価された配置予定技術者等の変更は、原則として認めない。ただし、病気、事故、退職等、止むを得ない事情により変更が必要な場合は、当初の配置予定技術者等と同等以上の能力（実績・体制）を有する技術者であることを、機構が承諾した場合に限り認めるものとする。

###### 【 施工計画提案書 】

- ① 評価基準「3. 施工能力等の評価項目・評価基準等（2）施工計画提案の評価」に記載された各提案項目について、施工計画提案書【様式12】1枚ずつに記載すること。
- ② 施工計画提案書は、確実に実施できる内容とすること。契約後、受注者側の責により施工計画提案書に記載した内容を達成できない場合は、本入札説明書「14. 施工計画提案書不履行に関する措置」に記載している違約金を請求する場合がある。

- ③ 特許権、実用新案権、意匠権及び商標権等、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を施工計画提案書の作成に使用することにより生ずる責任は、参加者が負うものとする。

## 1 2. 開札及び評価の実施

### (1) 開札の日時及び場所

#### ア 開札日時（予定）

令和4年8月23日（火）午前9時30分

#### イ 開札場所

地方独立行政法人大阪市博物館機構（大阪歴史博物館内）

※開札の結果、入札価格が予定価格の制限の範囲内にある者がいないときには再度入札を行うことがある。なお、再度入札の方法については、3. 事務局の担当の指示に従うこと。

### (2) 評価の実施

本事業の落札者の決定は、「3. 事務局」及び選定委員会において、評価基準に基づき行う。

＜選定委員会委員＞

学識経験者を含む6名をもって構成する。

委員名は、審査の公正を期すため、入札結果報告書にて公表する。

### (3) 結果の通知及び公表

評価値及び落札者の決定は、令和4年9月中旬を予定し、本機構HP上に公表する。なお、評価値が最も高い入札者の入札価格が調査基準価格を下回った場合は低入札価格調査を行うため、落札者の決定は予定より遅くなる可能性がある。

## 1 3. 参加者の失格

参加者が次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- ア 参加者が、本入札説明書「4. 参加資格」に記載している要件を満たさなくなった場合
- イ 提出書類等に虚偽の記載がある場合
- ウ 参加者に評価の公平性を害する行為や著しく信義に反する行為がある場合
- エ 提出書類等を所定の方法で提出しない場合
- オ 提出書類等が所定の様式、内容等を満たさない場合
- カ 本入札に関し、本機構及び設計者、コンストラクションマネジメント業務受託者に直接、間接を問わず接触を求めた場合
- キ その他本機構が失格と認めた場合

## 1 4. 施工計画提案書不履行に関する措置

- ア 受注者は、提出した施工計画提案書に基づき契約の内容を履行するものとする。
- イ 発注者は、本契約締結後に入札時の施工計画提案を満足させる施工計画書の提出を受け、内

容を確認する。この際、施工計画提案書の内容から修正等があっても請負代金の変更は行わない。

- ウ 受注者は総合評価の項目に関する施工計画提案の内容について、履行の義務を負う。受注者の責めにより提案内容について履行できなかった場合は、受注者は再度の工事を行う義務を負う。再度の工事が困難あるいは合理的でない場合は、違約金の請求等を行う。なお、違約金が発生する場合において、発注者に発生した損害が違約金額を超える場合には、受注者は発注者に対し、その差額に相当する損害についても賠償の責めを負うものとする。

#### [違約金]

$$\text{違約金} = A - \frac{B + C 2}{B + C 1} \times A$$

ただし、A：当初の入札金額（税抜き）

B：標準点（100点）

C 1：入札時の提案内容に基づく加算点

C 2：提案内容のとおり施工できなかった場合の加算点

\*計算の過程で小数点第4位未満を切り捨てる。

\*違約金は円未満を切り捨てる。

#### 15. 入札の無効

- ア 入札参加資格を有しない者がした入札
- イ 当機構所定の入札書を用いないでした入札
- ウ 郵送等による入札書の提出期限を過ぎた入札
- エ 入札者の記名押印がない入札
- オ 同一入札について入札者が2以上の入札をしたときは、その全部の入札
- カ 同一入札について入札者及び代理人等の複数によりそれぞれ入札したときは、その双方の入札
- キ 入札金額又は入札者の氏名その他主要部分が識別し難い入札
- ク 訂正印のない金額の訂正、削除、挿入等による入札
- ケ 再度入札の場合においては、前回最低入札書記載金額以上でした入札
- コ 申請書類に虚偽の記載をした者の入札
- サ 入札価格見積内訳書を提出しない者が行った入札
- シ 入札価格見積内訳書が、次の項目に該当する場合
- ① 工事名称、商号又は名称の記載がない。
  - ② 内訳項目の単位・数量などに記載があるが、金額の記載がない。
  - ③ 入札金額と入札価格見積内訳書の工事価格が異なる。
  - ④ 商号または名称あるいは共同企業体名称が、入札書の情報と異なる。ただし、明らかに誤

字や脱字と識別できる場合、又は、入札書提出時以降に商号の変更や合併等を行った場合はこの限りでない。

ス 指定する日時までに施工計画提案書等を提出しない者の入札

セ 低入札価格調査制度適用案件において、次の項目に該当する場合

① 指定する日時までに、低入札価格根拠資料を提出しなかった落札候補者がした調査基準価格を下回る価格の入札

② 工事請負契約に係る低入札価格調査制度運用要領第 15 条の規定に該当する技術者を配置できない落札候補者がした調査基準価格を下回る価格の入札

ソ 開札時から落札決定までの間において、単体企業または共同企業体の構成員が次のいずれかに該当した場合

① 建設業法第 28 条第 3 項若しくは同条第 5 項の規定による営業停止処分（大阪市において当該案件に応じた建設工事業の営業ができないものに限る）を受けた場合

② 大阪市競争入札参加停止措置要綱または地方独立行政法人大阪市博物館機構競争入札参加停止要領に基づく停止措置を受けた場合

③ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた場合

④ 直近の経営事項審査の審査基準日が 1 年 7 か月以上経過した場合

⑤ 経営事項審査の最新のものにおいて、当該案件に応じた建設工事の種類の新着工事の年平均が「0」の場合

タ 4（2）タに定める関係会社の参加制限に該当する 2 者がしたそれぞれの入札

## 16. 低入札価格調査

ア 落札となるべき入札が、低入札価格調査基準価格（以下、「調査基準価格」という。）を下回る入札である場合、調査基準価格を下回る全ての入札者について、価格による失格基準を満たしているか確認する。確認の結果、同基準を満たしていない者については落札者とし、12（3）の公表日に本機構HP上にて公表する。

イ 価格による失格基準は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計金額未満とする。

① 直接工事費※の額に 10 分の 9 を乗じて得た額

② 共通仮設費の額に 10 分の 8 を乗じて得た額

③ 現場管理費※の額に 10 分の 8 を乗じて得た額

④ 一般管理費等の額に 10 分の 3 を乗じて得た額

※工事費においては、直接工事費の 10%を現場管理費相当額として現場管理費に含め、直接工事費は、現場管理費相当額（直接工事費の 10%）を除く。

ウ アによる確認の結果、価格による失格基準を満たしている者に対して、別途定める低入札価格根拠資料（以下「根拠資料」という。）の提出を求める。根拠資料については、12（3）の公表の翌日（執務の休日を除く）から起算して 3 日後の午後 5 時 30 分までに「3. 事務局」の担当まで提出すること。期限までに提出が無い場合は、入札を無効とし、地方独立行政法人大阪市博物館機構競争入札参加停止要領の規定に基づく停止措置を行う。

エ 低入札価格調査は、根拠資料及び応募書類書に基づき、工事の施工や提案内容の履行に必要な費用が積算内訳書に適切に計上されているかを調査するものとし、低入札理由の合理性、



下請等の見積の入札金額への反映、品質確保、関係法令の遵守等の観点で調査する。(なお、入札金額の根拠資料の下請見積が、参考見積書の下請見積の内容と異なる場合は、事情聴取を行う。)

オ 調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格でもって入札した他の者のうち、評価値の最も高い者（以下、「次順位者」という。）を落札者とする。

ただし、次順位者が調査基準価格を下回る入札者であった場合には低入札価格調査を行うものとし、根拠資料の提出を求める。提出については本機構の指示に従うこと。以後、落札者が決定するまで同様の手続きを繰り返す。

カ 低入札価格調査については、別途定める「工事請負契約に係る低入札価格調査制度運用要領」による。

## 17. 入札の中止

次の事項が生じた場合には、入札を中止する場合がある。この場合、本入札の準備に要した費用を本機構に請求することはできない。

ア 入札参加者がなかった場合

イ 不正な入札が行われるおそれがあると認めるとき

ウ 自然災害等のやむを得ない理由により、本入札を実施できないと認められるとき

## 18. 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金（見積った契約希望金額の 100 分の 2 以上） 免除

イ 契約保証金 納付（契約金額の 100 分の 5 以上納付）

ただし、政府公債、大阪市債等の提供または金融機関の保証または公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）に基づき登録を受けた保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証または履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

## 19. 前払金

前払金の取扱いについては「地方独立行政法人大阪市博物館機構が発注する工事の前払金に関する要綱」によることとする。

## 20. 留意事項

ア 本入札の実施にあたり、使用する言語は日本語とし、通貨及び単位は、日本国通貨、日本の標準時及び計量法に定める単位とする。また、提出された書類の訂正、追記、返却は認めない。また、要求する内容以外の書類や図面等は、受理しない。

イ 本入札において作成される資料等は、本業務の目的の範囲内において設計者、コンストラクションマネジメント業務受託者に提供するものとする。

- ウ 契約相手方の決定から契約締結までに、契約相手方が次の項目に該当した場合は、契約の締結を行わないものとする。
- ① 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている。
  - ② 大阪市契約規則第32条第2項の規定により、契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあることその他の理由により著しく不相当であると認められるとき。
- エ 契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- オ この入札説明書に定めのない事項については、関係法令等の定めるところによる。
- カ 地方独立行政法人大阪市博物館機情報公開取扱規定に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除き、情報公開の対象となる。
- キ 入札参加資格申請書、特定建設工事共同企業体協定書、誓約書、契約書等、本入札及び契約にかかる一切の提出書類に押印する印鑑については、同一のものを使用する。

(参考) 本入札の流れ

